

**みなかみ町**  
**第6期障害福祉計画**  
**第2期障害児福祉計画**

令和3～5年度





# 目次

## 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

### 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の基本理念	3
3. 計画策定の目的	4
4. 計画の概要	5
(1) 計画の法的根拠	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
(1) 関係機関へ聞き取り調査の実施	6
(2) 利根沼田地域自立支援協議会の活用	6
(3) パブリックコメントの実施	6

### 第2章 計画の基本目標

1. 基本目標	7
2. 計画における視点	9

### 第3章 障害福祉サービスの展開

1. 第5期計画の実績	10
(1) 第5期計画におけるサービス提供の状況	10
(2) 地域生活支援事業の状況	14
(3) 障害児福祉サービスの状況	16
2. サービス体系及び数値目標	17
(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系	17
(2) 本町における地域生活支援事業の考え方	22
(3) 令和5年度の目標値	23
3. 本町におけるサービス見込量の考え方	31
4. サービス見込量及び見込量確保のための方策	32

(1) 訪問系サービス	32
(2) 日中活動系サービス	32
(3) 居住系サービス	33
(4) その他サービス	33
(5) 地域生活支援事業	34
(6) 障害児福祉サービス	36

## 第4章 計画の推進

---

1. 推進体制	38
2. 計画の達成状況の調査・分析・評価	39
3. 計画への反映	39

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

国においては、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消推進に関する法律（障害者差別解消法）」等の法の整備のほか、平成30年4月の、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を促進するための見直しが行われました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、児童福祉法の一部改正が行われています。令和3年4月には問題点の改善とともに、さらなる共生社会の実現のために必要な一部改正が行われます。

みなかみ町では、令和2年度までの「みなかみ町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況、目標数値及び課題等を検証し、国や県の指針や障害者制度改革を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制、自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保することを目的として、令和3年から令和5年度までの3年を期間とする「みなかみ町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、計画的に障害福祉施策を推進することとしました。

## 2. 計画の基本理念

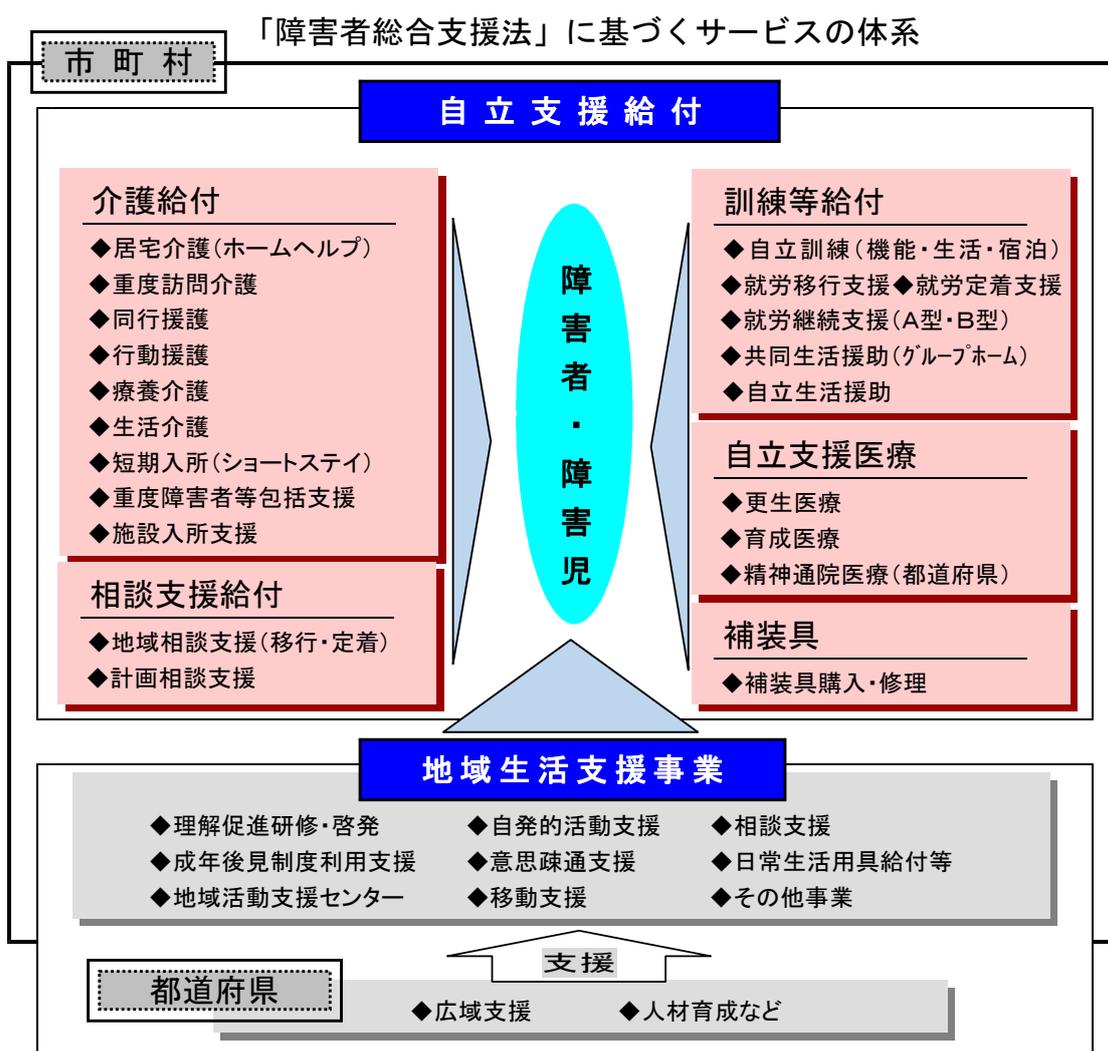
障害者基本法では「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を基本的理念としています。

みなかみ町では「障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会」、「障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会」、「障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会」を基本理念に障害福祉施策の充実を図ります。

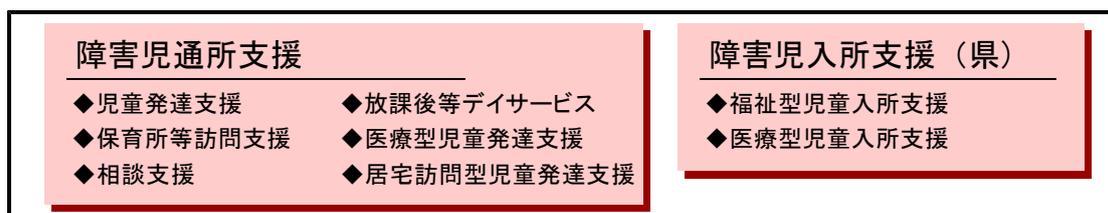
### 3. 計画策定の目的

障害者総合支援法の各種サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に編成され、障害児通所・入所支援は、児童福祉法に基づいています。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度ごとの必要見込み量等について、具体的な数値目標や取り組みを明確にする必要があります。

本計画は、障害福祉サービスを中心とした計画で、計画期間における具体的なサービス見込み量やサービス確保の方策を示し、本町の障害福祉施策を計画的に推進することを目的としています。



### 「児童福祉法」に基づくサービスの体系



## 4. 計画の概要

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。また、障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画（障害者プラン）と調和が保たれたものでなければならないと定めています。また、市町村障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。

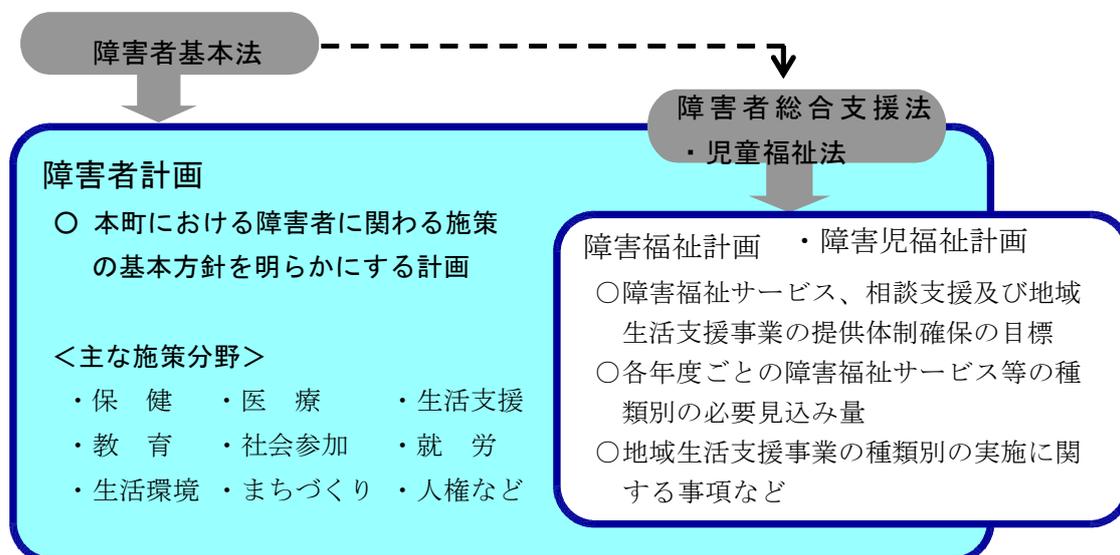
本計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、本計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、本町における障害福祉施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針を定めた計画です。したがって、本計画は障害者計画と一体的に取り組んでいくこととします。

本町の総合計画は、障害者計画・障害福祉計画の上位計画となることから、総合計画との整合性に配慮するとともに、国や県の計画との整合性を図るものとします。

#### 計画の位置づけ



### (3) 計画の期間

本計画の期間については、令和3年度から5年度までの3年間の計画とします。また、本計画における目標等について、年1回実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 5. 計画の策定体制

---

### (1) 関係機関へ聞き取り調査の実施

みなかみ町社会福祉協議会や役場関係各課等の障害関係機関から障害者施策における課題や要望等の聞き取り調査を実施し、本計画に反映させます。

### (2) 利根沼田地域自立支援協議会の活用

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、その他地域の課題を共有し、県や利根沼田の各市町村等との協働により、計画的に必要な障害福祉サービスの基盤整備や障害者への支援体制の構築を着実にを行うため、利根沼田圏域の市町村、事業者、雇用、教育及び医療等の関係者から構成される「利根沼田地域自立支援協議会」において、計画内容の検討を行います。

### (3) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、パブリックコメントにより、町民からの意見を本計画に反映させます。

## 第2章 計画の基本目標

### 1. 基本目標

障害者総合支援法では「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスによる支援、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行います。

障害者総合支援法の考え方を踏まえて、本町では本計画における基本目標を以下のとおり設定しました。

#### ★ 障害者の自立と地域社会における共生の実現

障害者の自立と地域社会における共生を実現するためには、障害者自らの意志により、生活する場やサービス利用を選択・決定できることが重要であると考えます。障害者の自己選択・自己決定を尊重し、障害者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を推進します。

また、社会参加の機会の確保や社会的障壁を除去することにより、地域社会における共生の実現に向けた環境整備を推進します。

#### ★ 利用者本位のサービス体系の充実

障害者（身体・知的・精神・難病患者）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や相談に応じます。利用者が必要とするサービスを提供できるよう、本町の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の充実を図ります。

#### ★ 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障害者の自立を促進するためには、安定した生活が確立されることが必要であると考えます。就労を希望する65歳未満の障害者であって、就労が可能と見込まれる方に就労移行支援や就労定着支援のサービスを提供し、就労が継続するよう支援します。また、施設入所者の就労を理由とする退所が少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては、地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備及び地域生活支援の拠点整備を図ります。

## ★ 障害のある子どもの一貫した効果的な地域支援体制の構築

障害のある子どもへの支援に当たっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長を育むために、障害の疑いがある段階から、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供できる地域支援体制を構築します。

## 2. 計画における視点

---

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいくこととします。

### ○ 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。特に精神障害者に対する訪問系サービスの充実など、障害種別間格差や地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

### ○ 希望する障害者に対する日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター）で提供されるサービス利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

### ○ 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

障害者の重度化・高齢化をみすえたグループホームの整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

### ○ 地域生活支援拠点等の整備

利根沼田圏域において、令和2年度に整備されました。今後は、機能を充実させるため、運用状況を検証及び検討していきます。

### ○ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。また、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合には平成30年度から施行されている就労定着支援を利用し、継続して就労できるよう支援します。

### ○ 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

サービス提供基盤を整備するとともに、適切なサービス利用を支える相談支援体制の整備が必要と考えられることから利根沼田地域自立支援協議会を活用し、更なる相談支援機能の強化を図ります。現行の相談支援センター運営事業を継続し、基幹相談支援センターの充実強化を図ります。

## 第3章 障害福祉サービスの展開

### 1. 第5期計画の実績

#### (1) 第5期計画におけるサービス提供の状況

自立支援給付の訪問系サービス提供の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	人	30	28	30	33	30	31
	行動援護 重度障害者等包括支援	時間	220	188	220	211	220	192

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

#### ○ 訪問系サービスにおける現状と課題

居宅介護の身体介護、家事援助及び通院等介助サービスの利用時間が減少しており、同行援護の利用者・利用時間も減少しています。また、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用者は、今のところおりません。居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のサービスを提供できる指定事業所は、町内に1か所ありますが、行動援護と重度障害者等包括支援については、町内に指定事業所がありません。

利用者の多くは視覚障害者であり、利用時間は居宅介護のサービスが最も多く続いて同行援護のサービスが多い状況です。居宅介護のサービスの内訳は、家事援助のサービス利用時間が最も多く、続いて通院等介助のサービスが多い状況であり、身体介護については、利用者・利用時間は、少ない状況にあります。

障害により、必要なニーズや支援の内容が異なるため、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図る必要があります。

自立支援給付の日中活動系サービス提供の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日 中 活 動 系	生活介護	人	51	52	50	52	50	50
		人日	1,100	1,071	1,080	1,034	1,080	1,047
	療養介護	人	5	5	5	5	5	4
	短期入所	人	3	5	3	5	3	3
		人日	20	50	20	48	20	41
	自立訓練(機能)	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	6	5	6	5	6	4
		人日	138	73	138	42	138	41
	就労定着支援	人	—	—	1	3	2	4
	就労移行支援	人	4	2	4	2	5	3
		人日	90	28	90	42	112	60
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2	2	2	2
		人日	40	38	40	26	40	27
	就労継続支援(B型)	人	44	44	48	45	50	45
		人日	880	849	960	858	1,000	899

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

○ 日中活動系サービスにおける現状と課題

町内に生活介護のサービスを提供できる事業所が4か所、就労継続支援B型事業所が1か所あります。療養介護、短期入所、自立訓練及び就労支援のサービスは、町内に指定事業所がありません。

町内にないサービスについては、町外の事業所を円滑に利用できるよう、情報提供や利用支援を行います。

圏域内において、令和元年度に新たな就労継続支援B型事業所が、令和2年度には生活介護事業所が圏域に開所しました。開所を予定している事業所もあり、今後、圏域内で利用できる事業所が増えていく見通しです。

### 自立支援給付の居住系サービス提供の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居 住 系	自立生活援助	人	—	0	—	0	—	0
	共同生活援助 共同生活介護	人	27	32	27	36	27	33
	施設入所支援	人	37	41	36	39	35	38
	宿泊型自立訓練	人	6	4	6	1	6	0

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

### ○ 居住系サービスにおける現状と課題

町内に居住系サービスを提供できる指定事業所はありません。

共同生活援助、共同生活介護（グループホーム）の利用は平成29年度から増加になっています。圏域に新たな事業所が開所し、みなかみ町においても設置を模索する動きがあります。

施設入所支援については、利用者の高齢化により、年々減少しています。また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で新たな入所を停止している事業所があり、入所を希望している待機者の支援に支障をきたしました。

宿泊型自立訓練は入所施設・病院を退所・退院した、知的障害または精神障害者が地域への移行を図るためにグループホーム等において、日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談・助言を受けられます。利用期間が標準2年間です。現在は利用者がいませんが、今後利用予定です。

障害者総合支援法の基本方針として、施設入所・入院から地域への移行を推進することが定められており、地域移行の受け皿となるグループホームの整備が必要となります。

自立支援給付の相談支援の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援	計画相談支援	人	25	27	26	31	27	34
	地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
	地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

○ 相談支援における現状と課題

相談支援には、障害福祉サービス等の利用計画の作成等を支援する計画相談支援と、地域生活への移行に向けた支援を行う地域移行支援・地域定着支援があります。

計画相談支援は、障害のある人や家族からの生活に関する相談に応じるとともに障害福祉サービスを申請する際に必要となる「サービス等利用計画」を作成します。また、障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者の生活状況やサービスの利用状況などの確認（モニタリング）を定期的に行い、障害者の支援を行います。障害福祉サービスの利用者が増加しており、年々増加しています。

地域移行支援は、施設入所や入院をしている障害者を対象としています。施設や病院から地域生活へ移行するために必要な住居や日中活動の確保、各種の手続きや生活に必要な各種の調整などに関する相談に応じ、必要な援助を行います。地域生活への移行が進まないため、利用者が少ない状況です。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害者に対して行う支援です。常時の連絡体制を確保して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに緊急訪問や緊急対応など、各種支援を行います。現在、利用者はいません。

## (2) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の状況（1か年当たり）

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1	1	1	0
	自発的活動支援事業	回	1	1	1	1	1	0
	相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	0	1	0
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	50	119	50	59	50	42
	日常生活用具給付事業	件	500	484	500	426	500	584
	手話奉仕員養成研修事業 (講習修了者数)	人	20	10	20	2	20	0
	移動支援事業	人	10	7	10	7	10	5
		時間	290	268	290	178	290	115
	地域活動支援センター事業	箇所	0	0	1	0	1	0
		人	0	0	3	0	5	0
	地域活動支援センター事業 (他市町村分)	箇所	1	4	1	4	1	4
人		3	13	3	13	3	13	
任意事業	日中一時支援事業	回	270	236	270	179	270	68
	登録介護者事業	回	1	1	1	3	1	1
	自動車改造助成事業	人	1	1	1	1	1	0

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

## ○ 地域生活支援事業における現状と課題

地域生活支援事業は、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて実施できる事業です。

理解促進研修・啓発事業は、ふれあい交流会を実施し、自発的活動支援事業は、みなかみ町身体障害者福祉協会研修旅行等を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、両事業は実施を見合わせました。

相談支援事業の指定事業者は、利根沼田圏域内に1箇所あります。多様な相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保が必要となります。

成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業の利用者は、今のところありません。

意思疎通支援事業は、手話通訳者の派遣を、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託しています。利用者が高齢になり、入退院時や訪問看護介護認定時の利用が増えています。

日常生活用具給付事業は、障害者が日常的に使用する用具の購入費を助成しています。ストーマ装具の交付件数が圧倒的に多くなっています。

手話奉仕員養成研修事業は、みなかみ町社会福祉協議会が実施し、補助金の交付を行っています。入門課程と基礎課程を交互に行い、2年で手話奉仕員養成カリキュラムを修了することができます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、事業の実施を見合わせました。

移動支援事業の事業所は、町内に1箇所あります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用が控えられたため、利用時間が少なくなっています。また、保護者の負担を軽減するため、平成20年度から沼田特別支援学校に通う障害児の通所支援を実施しています。平成31年度からは沼田特別支援学校のスクールバスが運行されるようになりましたが、みなかみ町方面は1路線の運行となり、広い町内全域を網羅できないため引き続き支援を行ってきました。しかし、沼田支援学校で求める新型コロナウイルス感染症の予防措置を行うことが現状として厳しく、他の児童・生徒と同等の支援ができないため、令和3年度からは町の運行を取りやめ、沼田支援学校にお願いすることとなります。

地域活動支援センターは平成29年10月に就労継続支援B型事業所に移行してからは再設置を行っていません。再設置については、圏域内に新たな通所施設が開所し、開所予定もあることから、今のところ予定はありません。また、沼田市のあおぞら作業所の共同利用や、町外の地域活動支援センターを円滑に利用できるように引き続き支援していきます。

### (3) 障害児福祉サービスの状況

障害児通所支援の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児通所支援	児童発達支援	人	8	9	8	11	8	12
		人日	20	125	20	154	20	135
	放課後等デイサービス	人	20	29	21	30	22	30
		人日	320	383	336	408	352	430
	保育所等訪問支援	人	1	1	1	1	1	1
		人日	1	1	1	1	1	1
	医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	30	8	30	7	30	12

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

#### ○ 障害児通所支援における現状と課題

児童発達支援事業所は町内に1箇所、圏域に5箇所、放課後等デイサービス事業所は町内に1箇所、圏域に9箇所あります。児童発達支援は乳児検診等で発達に遅れや偏りがみられる乳幼児に早期の療育を行う事業所で、年々利用者が増加しています。令和2年4月に圏域に1箇所新設されましたが、利用希望者に対して事業所が少なく、さらにサービス提供の体制整備が必要となります。

障害児通所支援の状況（1か月当たり）

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
入所支援	福祉型児童入所支援	人	2	2	2	2	2	2
	医療型児童入所支援	人	0	0	0	0	0	0

※平成30年度・令和元年度実績は年度分の平均値。令和2年度は4月～9月までの平均値。

#### ○ 障害児入所支援における現状と課題

障害児入所支援の福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県が支援しています。

## 2. サービス体系及び数値目標

### (1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系

サービスの体系は、個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえた上で障害者の自立を支援するため、個別に支給決定が行われる自立支援給付と各市町村が地域の実情や利用者の個別状況に応じて柔軟に実施することのできる地域生活支援事業に分けられます。自立支援給付は、さらに介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付に区分されます。中でも障害の重い利用者に配慮した重度訪問介護、重度障害者等包括支援等のサービス、地域生活支援や就労支援といった課題に対応するための自立訓練、就労移行支援のサービス等、障害の個別性に配慮した上で、地域生活への移行や自立した生活が営めるようなサービス体系となっています。

このことを踏まえ、本町において実施運営される事業の概要は、以下のとおりです。

#### ① 自立支援給付

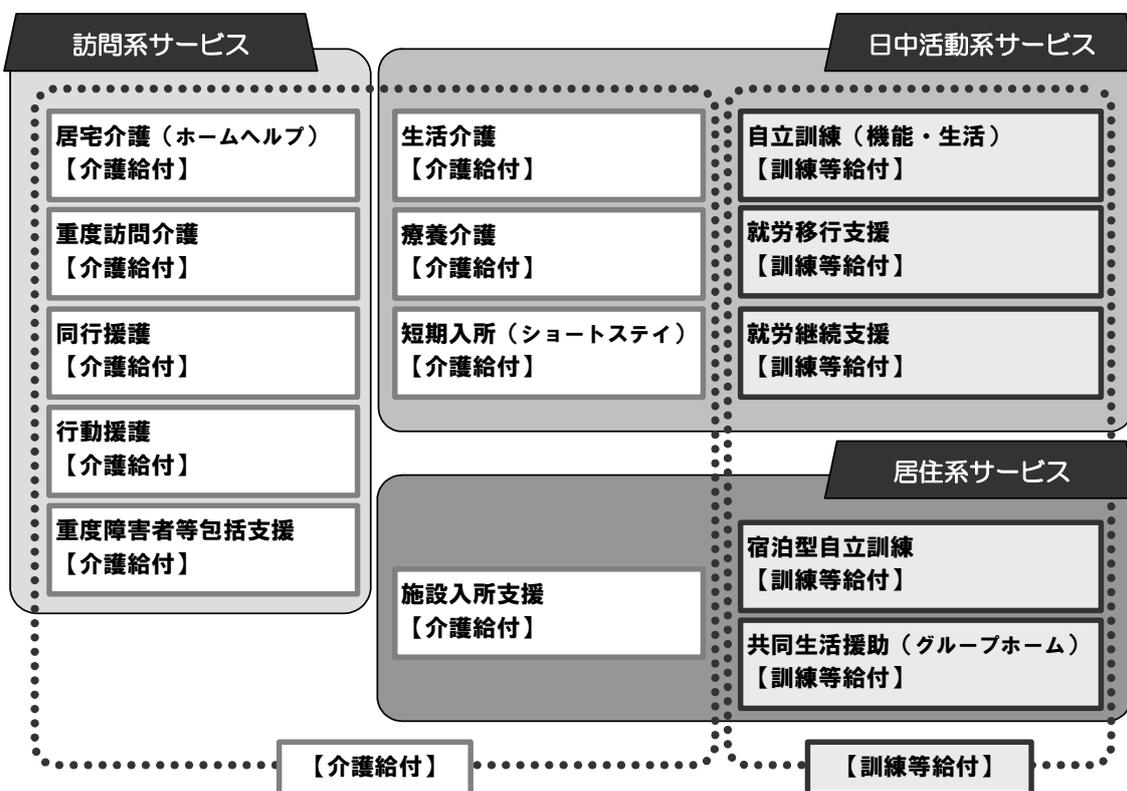
サービス種別		サービスの概要
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴・排せつ・食事の介護など居宅での生活全般における介助サービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者（基本的に18歳以上）を対象として居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行し移動に必要な支援を行うサービスです。
	行動援護	行動上、著しい困難のある方を対象として行動の際に生じうる危険回避のための援助や外出時の移動の支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方を対象として居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供する支援です。
	生活介護	常に介護を必要とする方（基本的に18歳以上）を対象として主に日中における障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護、創作活動及び生産活動等のサービスです。
	療養介護	基本的に18歳以上の方を対象として主に日中における病院等で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら介護の提供を受けることができるサービスです。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の場合に利用できる短期の入所による介護サービスです。
	施設入所支援	基本的に18歳以上の施設入所者を対象として主として夜間において入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

サービス種別		サービスの概要
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活・宿泊)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。宿泊型のサービスもあります。
	就労移行支援	就労を希望する方を対象として一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象として就労機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に住居において入浴・排せつ・食事の介護、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

現行のサービス体系においては、障害の種別や自宅か施設かといった形式的な区分ではなく、機能や目的に応じてサービスの選択と利用が可能となるように、これまで入所施設のサービスであったものを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）とに分けることで利用者の生活スタイルに応じて柔軟にサービスを組み合わせることができるようになっています。

例えば、入所施設でのサービスを利用している場合も、地域生活への移行が進めば夜のサービスの利用をやめて昼のサービスだけを利用するといった選択が可能となります。機能・目的別の視点から自立支援給付を整理すると以下のとおりです。

### 機能・目的別に見た「自立支援給付」



## ② 地域生活支援事業

### < 必須事業 >

#### 1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

#### 2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

#### 3. 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助を実施します。

#### ○ 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供と助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行います。

#### ○ 地域自立支援協議会

地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を進めるため、相談支援事業者、福祉サービス事業者及び保健・医療関係者など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害者等を支えるための中核的役割を果たす協議会の場として利根沼田圏域で実施します。

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

知的障害者及び精神障害者が経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な場合、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

#### 5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

本町では、現段階において事業を実施していませんが、今後実施に向け体制整備に努めます。

## 6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

## 7. 日常生活用具給付事業

重度の身体・知的・精神障害者等に対し、日常生活用具を給付します。  
住宅改修費を助成します。

## 8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の意思疎通を図ることを目的として手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的とします。

## 9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

## 10. 地域活動支援センター事業

身体・知的・精神障害者等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施し、日中活動の場の提供及び就労に向けた訓練の機会等を提供します。沼田市にあるあおぞら作業所を共同利用しています。

## **< 任意事業 >**

### 1. 日中一時支援事業

障害者等を一時的に預かることにより、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。宿泊を伴わない日中利用の事業を適切な事業運営ができると認める社会福祉法人等に委託して実施します。

### 2. 自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害者が所有し、運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように手動装置等の改造費を助成します。

### ③ 障害児福祉サービス

#### 1. 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### 2. 放課後等デイサービス

学校（小・中・高）就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### 3. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用している障害児や今度利用する予定のある障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

#### 4. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は、医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。

#### 5. 障害児相談支援

児童福祉法の改正により、障害児についても、指定障害児相談支援事業者が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（サービス等利用計画）を作成することになりました。

障害児については、障害児支援サービスを障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて一体的に判断することが望ましいという観点から、障害児相談支援事業所の指定と特定相談支援事業所の指定の両方を受けることを基本とします。

#### 6. 福祉型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。支援は、県が行います。

#### 7. 医療型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。支援は、県が行います。

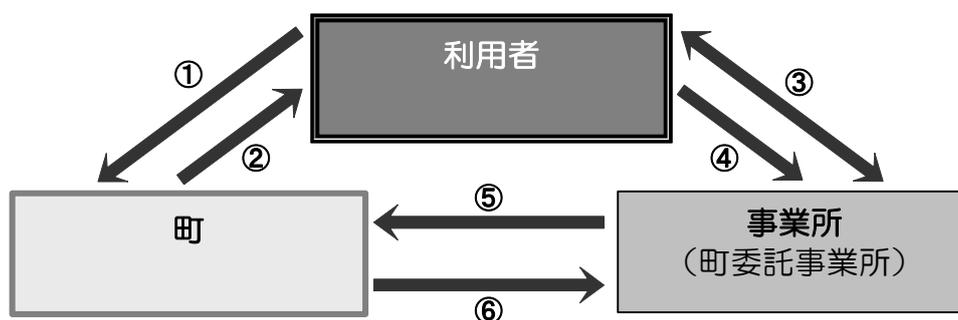
## (2)本町における地域生活支援事業の考え方

地域生活支援事業は、本町の創意工夫により、地域の特性を踏まえて利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

町では、各種事業を継続かつ円滑に提供できるよう努めていきます。また、相談支援事業を強化することで適切なサービス利用を支える体制をつくり、障害福祉サービスの円滑な利用促進を進めていきます。

### ◆ 基本的なサービスの流れ

国の制度である介護給付等と同様に利用者が事業所を選び契約を行った後にサービスを利用することとします。また、お金の流れは、これまで利用していたサービスの流れに沿ったものとします。(移動支援事業・日中一時支援事業の場合)



- ① サービスの利用を希望する方は、あらかじめ町に申請を行い、利用の承認を受けていただきます。
- ② 町は、申請内容を確認し、利用者へ支給量や利用負担額を記載した「決定通知書」を通知し、移動支援については「利用者証」を交付します。
- ③ サービスを利用する際には、町の委託事業所と利用者の中で「利用に関する契約」を結びます。
- ④ 利用者は、費用の助成割合を除いた額を事業所へ支払います。
- ⑤ 事業所は、助成分を町へ請求します。
- ⑥ 町は、請求を審査した後に事業所へ費用を支払います。

### ◆ 利用者負担の考え方

事業を安定して実施するために適切な費用負担の仕組みとします。また、利用者負担の割合は、下記のとおりです。

- 地域生活支援事業の利用者負担は、事業ごとに負担割合を定めています。利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担なし、1割～3割負担、全額負担といった割合となっています。

### (3) 令和5年度の目標値

#### ①福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針※【目標①】令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行

※【目標②】令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減

本町の令和元年度末の施設入所者は38人です。国の指針等を踏まえた上で、現在の利用者の状況等を勘案して、令和5年度末の入所者を40人と見込みます。

項目		数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数		38人	令和2年3月31日時点の入所者の数
令和5年度末	【目標①】 地域生活移行者数	3人	令和5年度末時点で施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の目標数
		7.895%	
	【目標②】 施設入所者数の削減	1人	令和5年度末時点での施設入所者の削減目標数
		2.632%	
令和5年度末における施設入所者数		40人	令和5年度末時点での施設入所者見込数

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域で安心して自分らしい生活を送るためには、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。本町においては、圏域での設置を検討しています。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標①】市町村ごとの保健医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な開催回数の見込みを設定
【目標②】精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者の数
【目標③】精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者の数
【目標④】精神障害者の共同生活援助の利用者数	14人	14人	14人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者の数
【目標⑤】精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者の数

### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針※令和5年度末までに各市町村又は圏域に1箇所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討する。

障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、地域の状況に応じて、社会資源を最大限に活用しながら、次の5つの機能を備えた地域生活支援拠点等が令和2年度圏域において設置されました。

- ・ 緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
- ・ 一人暮らしやグループホーム入居のための体験機会の場の提供
- ・ ショートステイなど緊急時の受入体制の確保
- ・ 医療的ケアの必要な障害のある人や重い障害のある人等に対して専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
- ・ 地域の様々なニーズに対応できる地域の支援体制づくり

項目	数値			考 え 方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	利根沼田圏域で「地域生活支援拠点等」を令和2年度に設置済。その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討する。			
【活動指標①】 設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等々が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

### ④福祉施設から一般就労への移行・定着に関する目標

国の指針※【目標①】施設利用者の一般就労への移行者数

令和1年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の移行者数

就労移行支援事業……令和1年度の移行実績の1.30倍以上

就労継続支援A型事業……令和1年度の移行実績の1.26倍以上

就労継続支援B型事業……令和1年度の移行実績の1.23倍以上

【目標②】 就労定着支援事業の利用者数

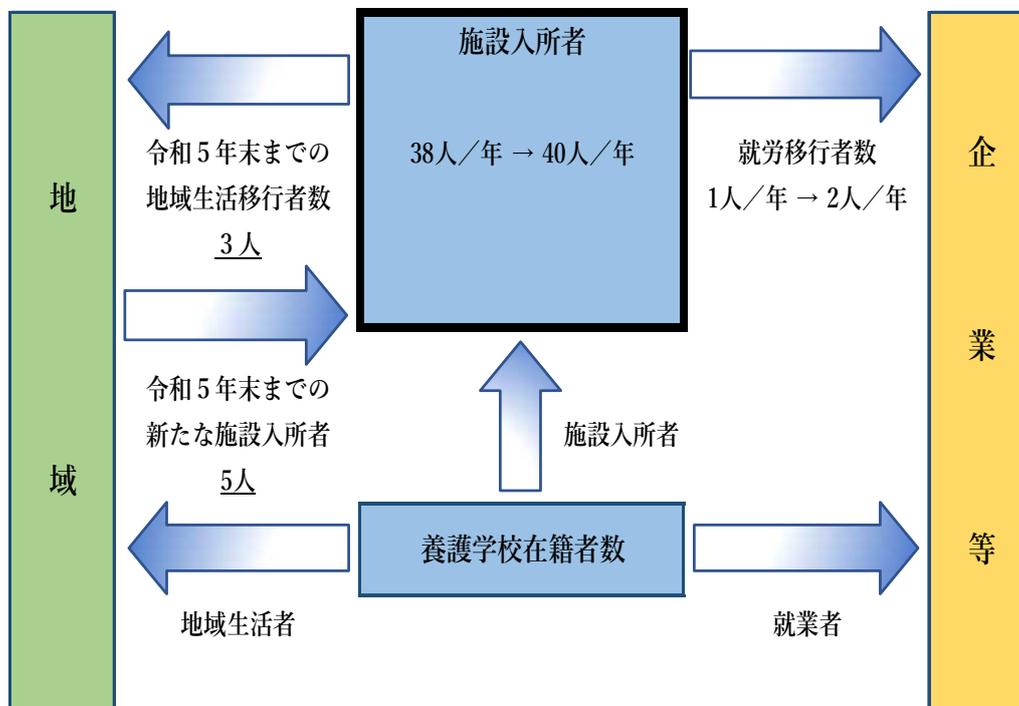
令和5年度の就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者のうち7割が利用

【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

項 目		数 値	考 え 方
	【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和元年度において一般就労した者の数
	【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1 人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
	【実績③】 令和元年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数
	【実績④】 令和元年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数
令和5年度	【目標①】 令和5年度の一般就労移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和5年度に一般就労する者
		0 倍	
	【目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	2 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
		2 倍	
	【目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
		0 倍	
	【目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
		0 倍	
	【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	0 人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
		0 割	
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	8 割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。	

障害者の地域生活・一般就労への移行イメージ  
(令和元年度→令和5年度)



⑤障害児支援の提供体制の整備等

国の指針※【目標①】児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに、各市町村（又は圏域）に少なくとも  
1箇所以上設置

【目標②】保育所等訪問支援事業の実施

令和5年度末までに、全ての市町村において、利用できる  
体制を構築

【目標③】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び  
放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、各市町村（又は圏域）に少なくとも  
1箇所以上設置

【目標④】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置  
及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で設ける  
とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項目		数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		0 箇所	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上、困難な場合圏域での設置であっても差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	0 箇所	センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
	うち 圏域で整備	0 箇所	
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施		1 箇所	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築する。
設置の形態	うち 市町村単独	0 箇所	市町村内で実施することが望ましいが、状況によっては当該市町村外での実施でも可能とする。
	うち 圏域で整備	1 箇所	
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1 箇所	令和5年度末までに各市町村で少なくとも1箇所以上確保。圏域での確保でも差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	0 箇所	
	うち 圏域で整備	1 箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1 箇所	令和5年度末までに各市町村で少なくとも1箇所以上確保。圏域での確保でも差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	0 箇所	
	うち 圏域で整備	1 箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1 箇所	令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。都道府県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	0 箇所	
	うち 圏域で整備	1 箇所	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1 人	令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

<発達障害者等に対する支援>

項 目	数 値			考 え 方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者の見込みを設定。
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定。
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定。

⑥相談支援体制の充実・強化等

国の指針※【目標】各市町村（又は圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

【活動指標①】総合的・専門的な相談支援

【活動指標②～④】地域の相談支援体制の強化

項 目	数 値			考 え 方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	利根沼田圏域で「地域生活支援拠点等」を令和2年度に設置済。総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。			
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	6件	9件	12件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	6件	9件	12件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	6件	9件	12件	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針※【目標】令和5年度末までに都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

【活動指標①】障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【活動指標②】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【活動指標③】指導監査結果の関係市町村との共有

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、以下の活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。			
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数
	1回	1回	1回	

## ⑧第6期計画のサービス見込量

自立支援給付のサービス見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	32	32	32
		時間	250	250	250
日 中 活 動 系	生活介護	人	50	50	50
		人日	1,060	1,060	1,060
	療養介護	人	4	4	4
	短期入所(福祉型)	人	4	4	4
		人日	50	50	50
	短期入所(医療型)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人	5	5	5
		人日	80	80	80
	就労定着支援	人	3	3	3
	就労移行支援	人	4	4	4
		人日	88	88	88
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2
		人日	44	44	44
就労継続支援(B型)	人	45	45	45	
	人日	990	990	990	
居 住 系	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人	35	35	35
	施設入所支援	人	40	40	40
	宿泊型自立訓練	人	2	2	2
相 談 支 援	計画相談支援	人	25	25	25
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

### 3. 本町におけるサービス見込量の考え方

自立支援給付のサービス見込量の考え方

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	令和2年8月の利用者数・利用時間数を基礎とし、近年の利用状況及び入所施設からの地域移行分を勘案して算出しました。
日中活動系	生活介護	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、入所施設からの地域移行分及び新規利用者を勘案して算出しました。
	療養介護	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況を勘案して算出しました。
	短期入所	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、入所施設からの地域移行分及び新規利用者を勘案して算出しました。
	自立訓練(機能)	これまでに利用希望者がいなかったことや県内の事業所の設置数を勘案して利用者数を0人としました。
	自立訓練(生活)	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
	就労移行支援	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
	就労継続支援(A型)	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
居住系	就労継続支援(B型)	令和2年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
	共同生活援助(グループホーム)	令和2年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び福祉施設からの地域生活移行者を勘案して算出しました。令和5年度末までに地域生活移行者3人を目標としました。
	施設入所支援	令和2年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設退所者と新規利用者を勘案して算出しました。
相談支援	宿泊型自立訓練	令和2年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設入所支援の退所者を勘案して算出しました。
	計画相談支援	令和2年8月時点での支給決定者数、支給決定後の利用計画の見直し(モニタリング)及び新規支給決定者を勘案して算出しました。
	地域移行支援	令和2年8月時点の利用者数を基礎とし、福祉施設からの地域生活移行者、精神科病院から地域移行する方等を推計し利用見込み者数を算出しました。
	地域定着支援	これまでに利用希望者はいませんが、福祉施設からの地域生活移行者、精神科病院から地域移行する方等を推計し利用見込み者数を算出しました。

## 4. サービス見込量及び見込量確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	32	32	32
		時間	250	250	250

#### ◆ 訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めサービスの充実を図ります。  
また、同行援護は、同行援護アセスメント調査票による的確な調査を実施し、  
サービス提供事業者に対しては、国が定める同行援護従事者の資格要件を満たす  
ように促すとともに、サービスの質の向上に努めます。

### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日 中 活 動 系	生活介護	人	50	50	50
		人日	1,060	1,060	1,060
	療養介護	人	4	4	4
	短期入所(福祉型)	人	4	4	4
		人日	50	50	50
	短期入所(医療型)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人	5	5	5
		人日	80	80	80
	就労移行支援	人	4	4	4
		人日	88	88	88
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2
		人日	44	44	44
	就労継続支援(B型)	人	45	45	45
人日		990	990	990	
就労定着支援	人	3	3	3	

#### ◆ 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのためサービス利用希望者を把握し、事業者情報を提供していきます。

生活介護は、重度障害者の利用希望に対応できるよう体制整備に努めていきます。また、就労移行支援や就労継続支援は、地域の関係機関や団体と連携・協力し、支援事業所の整備や雇用促進に努めるとともに、自立した生活ができるよう工賃の確保・向上にも留意していきます。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居 住 系	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人	35	35	35
	施設入所支援	人	40	40	40
	宿泊型自立訓練	人	2	2	2

#### ◆ 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

入所施設から地域生活移行の推進が重要となります。そのため、グループホーム利用者への家賃補助制度の有効活用、地域の関係機関や団体と連携・協力し、グループホームの整備を推進するとともに、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、サービス提供事業者の利用状況を把握し、利用希望者への情報提供や施設の確保に努めていきます。

### (4) その他サービス

相談支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 支 援	計画相談支援	人	25	25	25
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

◆ 相談支援における見込量確保のための方策

幅広い相談支援のニーズに対応できるよう相談支援体制を強化し、利根沼田自立支援協議会の活用及び指定相談支援事業者の確保等により、相談支援体制の充実に努めます。サービス対象者へ制度を周知し、サービス利用状況を把握するとともにライフステージの変化に対応した適切な支援を行うため、関係機関等との連携・協力を図ります。

**(5) 地域生活支援事業**

地域生活支援事業の見込量(1か年当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1
	自発的活動支援事業	回	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	50	50	50
	日常生活用具給付事業	件	550	550	550
	手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)	人	20	20	20
	移動支援事業	人	7	7	7
		時間	180	180	180
	地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0
		人	0	0	0
	地域活動支援センター事業 (他市町村分)	箇所	4	4	4
		人	15	15	15
任意事業	日中一時支援事業	回	180	180	180
	自動車改造助成事業	人	1	1	1

◆ 地域生活支援事業における見込量確保のための方策

**理解促進研修・啓発事業**

障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

### **自発的活動支援事業**

障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

### **相談支援事業**

相談の場を確保するため、引き続き指定相談支援事業所に委託します。また、基幹相談支援センターである利根沼田障害者相談支援センターと連携・協力し地域の相談支援体制の強化に努めます。

### **成年後見制度利用支援事業**

障害者等に保護者がいない場合など、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

### **成年後見制度法人後見支援事業**

本町では現段階において事業を実施していません。今後実施に向け関係機関と協議を行っていきます。

### **意思疎通支援事業**

障害者等のニーズに応じ、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を円滑に行いま

### **日常生活用具給付事業**

排せつ管理用具の給付件数が増加しています。障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

### **手話奉仕員養成研修事業**

社会福祉協議会において人材育成事業として開催しています。町は事業に対し補助金を交付しています。講師の確保が課題です。

### **移動支援事業**

障害特性やニーズに対応できる提供体制に努めるとともに、円滑に外出できるよう支援体制の強化に努めます。

### **地域活動支援センター事業**

沼田市に設置されているあおぞら作業所を共同利用します。

他市町村のセンター利用については、円滑に利用できるよう努めます。

### **日中一時支援事業**

活動の場を確保するとともに、事業者等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

### **虐待防止対策支援事業**

引き続き障害者虐待防止センターの業務を委託し、障害者等の虐待に関わる通報や対応、その他支援体制の強化に努めていきます。

また、その他の任意事業については、必要に応じて実施要綱等を整備していきます。

## (6) 障害児福祉サービス

障害児通所支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人	13	13	13
		人日	150	150	150
	放課後等デイサービス	人	32	32	32
		人日	450	450	450
	保育所等訪問支援	人	2	2	2
		人日	2	2	2
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	福祉型児童入所支援	人	2	1	1
	医療型児童入所支援	人	0	0	0
障害児相談支援	人	30	30	30	
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	

### ◆ 障害児通所支援における見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が支援を円滑に利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

また、放課後等デイサービスについては、障害児の放課後の生活や長期休暇の生活支援等、きめ細かな生活支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりに努めます。

障害児通所支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所支援	福祉型児童入所支援	人	2	1	1
	医療型児童入所支援	人	0	0	0

◆ 障害児入所支援における見込量確保のための方策

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県のサービスであるため、県と連携し、実施体制の充実に努めます。

## 第4章 計画の推進

### 1. 推進体制

#### ◆ 啓発・周知の徹底

障害者総合支援法に基づく各種サービス等の制度改正があった場合は、サービスを必要とする障害者等が円滑にサービスが利用できるよう町広報や障害者団体への制度説明会等を通じてサービスの利用方法や制度の仕組み等について周知を図り、安定したサービス利用が確保されるよう努めます。

#### ◆ サービス提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、役場庁内の関係各課が連携して取り組むとともに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、企業及びその他関係機関に対しても広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

#### ◆ 相談支援体制の充実・強化

障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実・強化が必要不可欠と考えます。このため、地域の実情に応じて中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育及び医療等の関連する分野からなる利根沼田地域自立支援協議会を活用し、地域の課題を共有し、問題解決のためネットワークの構築を図ります。

#### ◆ 町民との協働体制の構築

障害者等が自立した生活を営むために必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく、施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障害者等や障害者団体と連携を保ち、障害者等に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報提供に努め、行政と町民による協働体制の構築を図ります。

#### ◆ 町、県及び関係機関との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、町担当課だけでなく関係各課との連携を図る必要があります。複雑かつ多様化するニーズに対して、柔軟に対応できる庁舎内の体制整備と職員の意識向上に努めます。

広域的な調整やサービスの質の向上を図るための人材養成やサービス評価等、県における取り組みは、本計画の推進には必要不可欠であるため、県の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。また、医療機関、教育機関及び公共職業安定所等との連携体制を構築していきます。

## 2. 計画の達成状況の調査・分析・評価

---

本計画の目標達成のため、サービス見込量の目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について関係各課及び関係各機関で情報を共有し、達成状況を把握します。必要に応じて役場担当課が中心となって関係各課及び関係各機関に対する調査を実施し、進捗状況や課題の把握を行います。

また、PDCAサイクルにより計画を調査・分析・評価するとともに、利根沼田地域自立支援協議会等において、総合的な評価等も実施するよう努めます。

## 3. 計画への反映

---

計画の進捗状況や評価等に関しては、広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

**みなかみ町**  
**第6期障害福祉計画**  
**第2期障害児福祉計画**  
令和3年3月

---

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課